

鹿沼市市営住宅条例及び鹿沼市市営若年勤労者用住宅条例の一部改正について

次のように改める。

令和 6 年 1 1 月 2 7 日提出

鹿沼市長 松 井 正 一

鹿沼市市営住宅条例及び鹿沼市市営若年勤労者用住宅条例の一部を改正する条例

(鹿沼市市営住宅条例の一部改正)

第 1 条 鹿沼市市営住宅条例（平成 9 年鹿沼市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 2 号ア及びイ中「2 1 4, 0 0 0 円」を「2 5 9, 0 0 0 円」に改め、同条第 2 項第 3 号中「義務教育終了までの者」を「1 8 歳未満の者」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(4) 夫婦のみの世帯において、そのいずれか一方が 4 5 歳以下の者である場合第 2 0 条第 1 項中「第 1 3 条第 5 項」を「第 1 3 条第 6 項」に改める。

第 2 4 条の次に次の 1 条を加える。

(管理費)

第 2 4 条の 2 市長は、入居者の利便性の向上を図るため特に必要と認めるときは、入居者の負担により行う行為を入居者に代わって行うことができる。

2 前項の場合において、前条各号に掲げる費用を市が負担したときは、市長は、当該費用を管理費として家賃とともに入居者から徴収するものとする。

3 第 2 0 条及び第 2 1 条の規定は、管理費の徴収について準用する。

(鹿沼市市営若年勤労者用住宅条例の一部改正)

第 2 条 鹿沼市市営若年勤労者用住宅条例（平成 2 1 年鹿沼市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条各号列記以外の部分中「、若年勤労者」を「、勤労者」に改め、同条第

1号中「現に同居し、又は同居しようとする配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があり、かつ、」を削り、同条第2号中「若年勤労者又はその配偶者のいずれかが45歳以下」を「次のいずれかに該当する者」に改め、同号に次のように加える。

ア 若年勤労者であること。

イ 同居しようとする45歳以下の配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。

ウ 同居者に義務教育終了までの子があること。

第17条第1号中「入居者及びその配偶者が」を「同居者がいない場合並びに入居者及びその配偶者が」に改め、同条第2号中「離婚、死亡、転居、転出等の事由により、入居者及びその配偶者が同居しなくなった場合で、」を削り、「子ども」を「子」に、「配偶者が59歳」を「配偶者のいずれもが59歳」に、「早い日」を「遅い日」に改め、同条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

#### 附 則

この条例は、令和7年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中鹿沼市市営住宅条例第20条の改正規定 公布の日
- (2) 第1条中鹿沼市市営住宅条例第6条第1項の改正規定及び第24条の次に1条を加える改正規定 令和7年4月1日